



「損益計算書」をどう考えるか、「資金収支計算書」は？

～社会福祉連携推進法人会計基準の素案が示されました～

◆7月13日、第3回社会福祉法人会計基準等検討会が開催され、社会福祉連携推進法人会計基準等(以下「会計基準等」と言います。)について厚生労働省から素案が提示され、その内容について検討が加えられました。

社会福祉連携推進法人(以下「連携法人」と言います。)は、改正後の社会福祉法第125条に規定される法人ですが、法人格はあくまでも一般社団法人であり、「厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成する」とこととされます。

会計基準等の検討の論点として厚生労働省から、①損益計算書の取扱い、②資金収支計算書の位置付け、③附属明細書の種類、④その他の論点、が提示されました(参考資料の図表1参照)。

損益計算書という名称を使う以上は、企業会計原則を尊重する必要があるとする考え方もありますが、持分の無い非営利法人の業務活動の成果を表すフロー情報は企業会計とは異なることから、他の非営利法人と同様に純資産の増減を表す内容とするというところでほぼ意見が一致しました。これにより、損益計算書素案の当期活動増減差額までの部分は社会福祉法人会計の事業活動計算書とほとんど同じ形式となっています。

資金収支計算書については、連携法人においても社会福祉法人と同様予算執行上でも非常に重要な位置付けとはなりますが、資金収支計算書の情報が貸借対照表を補足する性質であることに着目し、附属明細書の一つとして位置付けるという素案でした。ただしその重要性は他の附属明細書とは異なるということを明確にする方向で修正されると思われます。

その他、勘定科目等についても、社会福祉法人会計にできるだけ準拠して、おそらくは会計処理に従事するであろう社会福祉法人の担当者が混乱しない内容で取りまとめられるものと考えられます。(事務局)

最低賃金、28円増の答申

～全都道府県で800円超え、平均は930円～

◆厚生労働省の中央最低賃金審議会は7月14日、令和3(2021)年度の最低賃金の改定の日額を28円とする答申をしました。現在の全国平均は時給902円ですので、これが930円となります。

審議会は都道府県を経済状態に応じてA～Dの4ランクに分け、それぞれに目安を答申してきましたが、今回は全てのランクを28円としました。28円の引き上げ額は時給で示す現在の方式となった平成10(2002)年度から過去最大で、上げ幅は3.1%となります。ただし一定額の改定のため低水準の地域の引上げ率は高くなり、最大で3.5%となります。

平成27(2015)年に政府は、毎年3%程度引き上げて「全国加重平均1千円」を目指すという目標を掲げ、実際に2016～19年度は約3%ずつ引き上げられました。昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮し、11年ぶりに審議会が目安を示さず、結果的に各都道府県の引き上げは全国平均で0.1%(1円)増にとどまりました。今回の引き上げ幅はコロナ前の水準に戻り、目安通りに上がれば最高額の東京は1013円から1041円、最低額の秋田県、高知県や沖縄県などは792円から820円となり、全都道府県で800円を超えます。

最低賃金は事業主が労働者に支払わないといけない最低限の時給で、違反した場合は罰則もあります。この答申を基に各都道府県が実際の金額を決め、10月ごろに新たな最低賃金が適用されます。

労働集約型事業である社会福祉にとって人件費の上昇は経営圧迫要因ではありますが、職員確保のための処遇改善にもつながります。デジタル化や経営体制の改善などで生産性の向上を進め、対応していきたいものです。(事務局)

建築単価の上昇傾向が続く

～WAMが貸付先の建築費の状況を公表～

◆福祉医療機構(WAM)では毎年、貸付先のデータを用いて、福祉・医療施設の建設費等について取りまとめています。このほど、ユニット型特別養護老人ホーム(以下「特養」と言います。)、保育所および認定こども園(以下「保育所等」と言います。)、病院および介護老人保健施設における令和2(2020)年度の建設費の状況について公表しました。

参考資料の図表2は、これらのうち特養と保育所等の建築面積1㎡当たり建設費(以下「建築単価」と言います。)の全国平均値の推移を示したものです。特養と保育所等ともに過去最高となり、上昇傾向が続いています。

特養について見ると、2020年度は全国平均が312千円と、前年度の297千円から14千円上昇しました。定員1人当たり延べ床面積は、全国平均は47.5㎡と前年度から3.7㎡上昇、首都圏は47.1㎡と前年度から4.9㎡上昇しました。2014年度以降はほぼ同水準で推移してきましたが、本年度は全国および首都圏ともに前年度より上昇しています。これらのため定員1人当たり建設費も全国平均で14,899千円と、前年度の13,248千円から1,651千円上昇しています。

保育所等について見ると、2020年度の建築単価の全国平均は375千円と前年度の352千円から23千円上昇しました。定員1人当たり延べ床面積は全国平均が8.9㎡、首都圏は8.5㎡と、近年は8㎡台でほぼ横ばいに推移しています。しかし建築単価の上昇により、定員1人当たり建設費の全国平均は3,222千円と、前年度よりも243千円上昇しました。(事務局)

©2020年度(令和2年度)福祉・医療施設の建設費について https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/210708_No002.pdf

◆会員メールでもお知らせをした通り、事務局主催の「社会福祉法人会計入門講座」のお申込みを現在受付中です。会員事務所様は3ライセンスまで無料でお申し込みいただけます。

◆総合福祉研究会では、現在社会福祉法人事業所様等を対象とした「特別会員」を募集しております。～入門講座及び特別会員の詳細・お申込み等はHPにてご確認ください。是非ご検討ください。～

◆FAX NEWS (PowerPointにて制作) は下記URL総福研ホームページからダウンロードしていただけます。どうぞご利用下さいませ。◆

〒170-0004

東京都豊島区北大塚1丁目13-12 全経会館ビル2階

E-Mail info@sofukuken.gr.jp

URL <http://www.sofukuken.gr.jp/>



一般財団法人
総合福祉研究会

本部事務局

TEL : 03-5961-6061

FAX : 03-3915-2661

◆図表1 社会福祉連携推進法人会計基準に関する論点

論点1 損益計算書の取扱い

○ 社会福祉連携推進法人は、損益計算書の策定が義務となっているが、社会福祉法人など非営利法人の多くが作成するフロー情報は、企業会計の損益計算書の内容ではないことから、社会福祉連携推進法人に適した損益計算書の内容を検討する必要があるのではないか。

(想定される方向性)

- 他の非営利法人と同様に、純資産の増減を表す内容とする
 - ・持分の無い非営利法人の業務活動の成果を表すフロー情報は、企業会計とは異なるとする視点
- 企業会計の損益計算書の内容とする
 - ・損益計算書という称を使う以上は、企業会計原則を尊重する必要があるとする視点

素案での方向性	損益計算書の内容は、上記①として整理。
---------	---------------------

【理由】

- 社会福祉連携法人会計基準は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第138条第2項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一社法」という。)第120条第1項及び第123条第1項に基づき、法律の委任を受けた厚生労働省令として策定するものである。従って、使用する用語については、法律の委任の範囲内での厳密な使用が求められる。
- 一社法施行規則第32条において「損益計算書は、収益若しくは費用又は利益若しくは損失について、適当な部又は項目に区分して表示しなければならない」とされ、当該法人の業務活動の実態に即して適切な区分を定めることとされている。
- 非営利法人である社会福祉連携推進法人の業務活動の成果とは、企業のような利益ではなく、社会福祉連携推進業務活動の結果としての資産の増加及び負債の減少であるといえ、資産・負債の差額である純資産の増減となって表れることから、純資産の増減を表す内容とすることが適切である。

3

論点2 資金収支計算書の位置付け

○ 第2回検討会において、社会福祉法人と同様に資金収支計算書の作成を求めるところとしたところであるが、資金収支計算書は法律で作成が求められる書類でないため、その位置付けを明確にする必要があるのではないか。

(想定される方向性)

- 法律の規定に基づく附属明細書の一つとして位置付ける
 - ・法律の根拠及び計算書類を補足する性質を重視する視点
- 計算書類、附属明細書との並びで実施省令として位置付ける
 - ・非営利法人における予算管理、予算執行状況の報告などの重要性に着目する視点

素案での方向性	資金収支計算書の位置付けは、上記①として整理。
---------	-------------------------

【理由】

- 資金収支計算書は、貸借対照表の支払資金の増減に関する詳細な内容や法人の予算執行状況を把握でき、認定所轄庁による法人の資金管理や予算執行の監督に有用な情報となる。
- 一方で、社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人のように補助金等の公費を主要財源とすることは想定されていない。
- こうしたことを踏まえると、資金収支計算書自体は社会福祉連携推進法人に策定を義務付けるべきであるが、計算書類との並びではなく、資金収支計算書が提供する情報が貸借対照表を補足する性質であることに着目し、社会福祉法第138条第2項で準用する一社法第123条第2項で作成が義務付けられている附属明細書の一つとして位置付けることが適当である。
- なお、附属明細書ではなく、計算書類との並びで策定を義務付けることは、法律の根拠がない実施省令による規定となることから、附属明細書とした場合に比べて、社会福祉連携推進法人に作成を義務付ける根拠が薄弱となる恐れがある。

4

論点3 附属明細書の種類

○ 附属明細書は法律で作成が求められている書類であるが、種類が限定されていないことから、明確化する必要があるのではないか。

素案での方向性	附属明細書の種類は、以下の4点として整理。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 固定資産明細書 (一社法施行規則第33条より) 2 引当金明細書 (一社法施行規則第33条より) 3 資金収支明細書 (論点2参照) 4 社会福祉連携推進業務貸付金(借入金)明細書

【理由】

附属明細書には、一社法施行規則で作成が求められる固定資産の明細及び引当金の明細に加え、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足する重要な事項の表示が求められるため、支払資金の増減に関する詳細な内容を把握するための資金収支明細書、社会福祉連携推進業務である貸付業務に係る明細書の作成が必要であると考えられる。

【参考】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(附属明細書)

第33条 各事業年度に係る計算書類の附属明細書には、次に掲げる事項のほか、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

- 一 重要な固定資産の明細
- 二 引当金の明細

5

(論点4) その他の論点

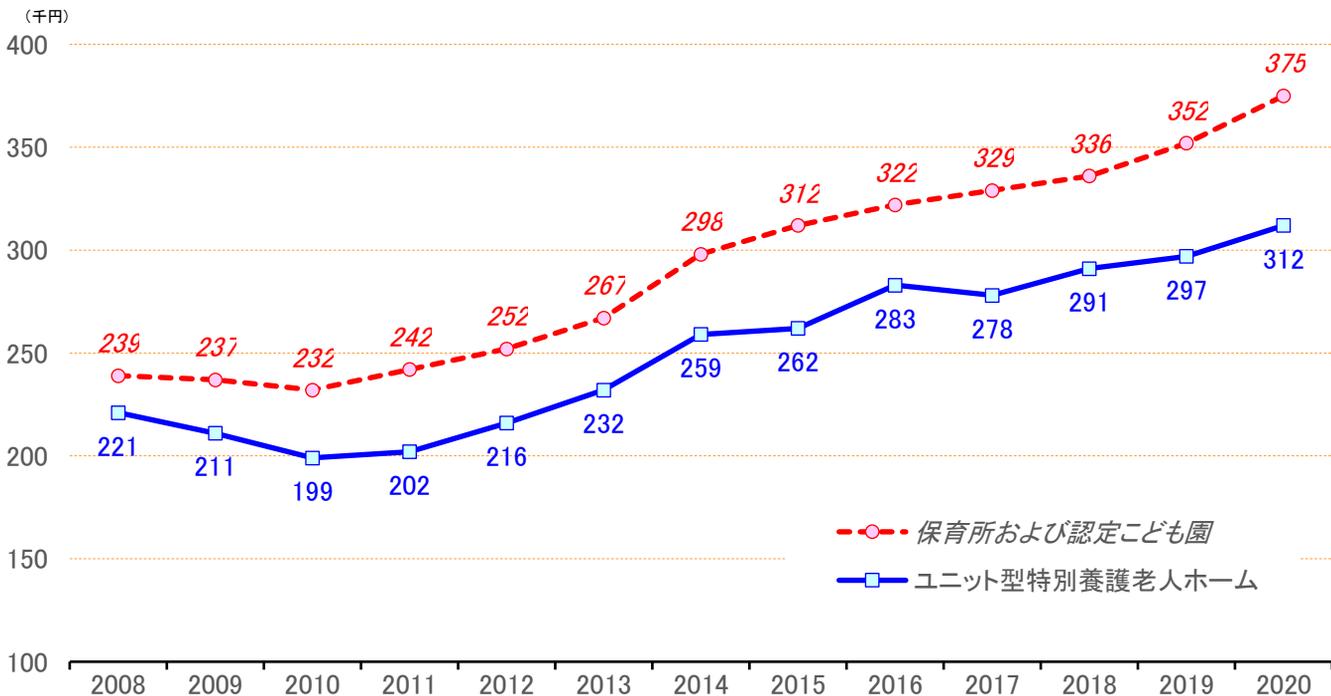
○ 社会福祉法人との比較、及び一般社団法人制度の特色を踏まえ、以下1~6について、会計上整理が必要ではないか。

素案での方向性
<ol style="list-style-type: none"> 1. 計算書類 社会福祉連携推進業務ごとの活動状況を明らかにするため、損益計算書内訳表を計算書類として位置付ける。 2. 勘定科目 一般社団法人の勘定科目に関する詳細な規定がないことから、社会福祉連携推進法人が使用する勘定科目を新たに作成した。作成にあたり、社会福祉法人の勘定科目を基本としつつ、社会福祉事業を行うことができないこと等を踏まえ、利用者や補助金などに関連する科目は使用していない。また、社会福祉連携推進業務のうち貸付業務に関する科目の追加を行っている。 3. 国庫補助金等の会計上の取扱い 社会福祉事業を行うことができず、社会福祉法人のように施設設置は原則想定されないことを踏まえ、社会福祉法人のような国庫補助金等特別積立金の会計処理を求めないこととしている。 4. 社会福祉連携推進業務における貸付業務 社会福祉連携推進業務貸付・借入に係る勘定科目を設けるとともに、貸付金増減や残高の内容を明らかにするため注記、附属明細書で補足している。 5. 基金・基本財産の会計上の取扱い 基金は返済義務のあるものであることから貸借対照表で独立科目を設ける一方、基本財産は計上義務がないことから貸借対照表の独立科目までは設けず定款で定めた場合に注記により開示を求めるとしている。 6. 社会福祉法人会計基準等への影響 社会福祉連携推進業務のうち貸付業務に関する規定(本部会計、勘定科目)に所要の改正を行うこととしている。詳細は資料6参照

7

資料:2021.07.13第3回 社会福祉法人会計基準等検討会 資料2「社会福祉連携推進法人会計基準等の素案について」から

◆図表2 特別養護老人ホームと保育所等の建築単価の推移(福祉医療機構貸付先)



資料:2021.07.12福祉医療機構「2020年度(令和2年度)福祉・医療施設の建設費について」から作成